

「公印省略」

29障第2319号

平成29年8月28日

各市町村長 殿

(障がい福祉主管課)

福岡県福祉労働部長

(障がい福祉課社会参加係)

平成30年度障がい者（児）福祉施設整備に係る補助協議について（通知）

障がい福祉行政の推進につきましては、日ごろから格別の御配慮をいただき、深く感謝を申し上げます。

標記整備については下記のとおり協議を受け付けますのでお知らせします。

つきましては、貴市町村内に整備予定の施設について、本通知に基づき、別添2を熟読のうえ、事業者により下記のとおり県保健福祉環境事務所及び県障がい福祉課に協議書を提出するよう貴職から指導をお願いいたします。

記

1 協議対象

別添1「平成30年度障がい者（児）福祉施設の整備方針について」に基づく施設整備

※ 別添2「平成30年度協議対象とする事業」、別添3「協議対象となる整備区分」、別添4「協議書における留意事項」の条件を満たすこと。

国の予算の制約があり、必ず採択されるものではありませんので、ご了承願います。

今後の国庫補助制度の改正により、補助対象等が変更される場合がありますので、申し添えます。

2 提出資料

【紙媒体での提出】

別添6「平成30年度障がい者（児）福祉施設協議様式」を2部（1部は管轄の県保健福祉環境事務所、1部は県障がい福祉課に提出）

※ 添付書類の「市町村長意見書」は、別添5「市町村意見書における留意事項」によること。

※ 今回は平成29年度の国庫補助協議書の様式で提出いただきますが、平成30年度の国庫補助協議書の様式が判明次第、新たな様式で提出を依頼すること。

※ 防犯対策に係る補助協議については「市町村長意見書」は不要とすること。

【電子媒体での提出】

紙媒体提出資料のうち、「社会福祉施設等施設整備協議提出書類一覧表」の「電子データ」欄に○が記された資料のデータ

3 提出方法

【紙媒体での提出】

管轄の県保健福祉環境事務所及び県障がい福祉課社会参加係に平成29年10月13日までに提出

【電子媒体での提出】

県障がい福祉課社会参加係あてに電子メールで、平成29年10月13日までに提出

提出先のメールアドレス：shakaisanka@pref.fukuoka.lg.jp

〔留意事項〕 事前相談及び県への書類の提出については、予め電話にてご連絡ください。

4 今後のスケジュール（予定）

平成29年10月以降	補助協議に対する施設ヒアリング、現地調査
平成30年2月頃	県が国庫補助協議の対象とする（しない）ことの通知
3月頃	国庫補助協議
7月頃	補助内示する（しない）ことの通知
7月以降	交付申請 → 交付決定 → 事業着手（年度内完了）

担当者

福岡県福祉労働部障がい福祉課社会参加係 筒井

TEL 092-643-3264

FAX 092-643-3304

電子メール tsutsui-a1849@pref.fukuoka.lg.jp

※ 本通知は、8月28日にメールにて送付しております。

詳細につきましては、メールをご確認願います。